



事業者の
みなさま
必見!!

電子記録債権

手形に代わる新たな決済手段
《でんさい》

こんなお悩みはありませんか!?

手形の発行は事務手続きが面倒。
搬送代の負担も大きい…

手形の場合

必要な分だけ譲渡や割引が
できれば便利なのに…

手形の印紙税負担を
軽減したい…

支払手段を一本化して
効率化できれば…

紛失や盗難が心配…
保管も面倒…

振込の場合

入金日までの資金繰りを
どうしよう…

取立手続きが
面倒…

納入企業
では…

支払企業
では…



あなたと共に、ハーモニー・バンク
福岡ひびき信用金庫

手形に代わる新たな決済手段

「でんさい」とは、手形債権や指名債権(売掛債権等)が抱える問題を克服し、事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として創設された新たな金銭債権です。電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子的な記録を行うことにより、債権の権利内容が定められます。

■「でんさい」のメリット (支払企業(債務者)、納入企業(債権者)の両方にメリットがあります。)

支払企業(債務者)のメリット

手形の場合	でんさいの場合
手形の発行は事務手続が面倒。搬送代の負担も大きい。	●ペーパーレスだから、手形発行、振込の準備など、支払いに関する事務負担が軽減されます。 ●手形の搬送コストも削減されます。
手形の印紙税負担が発生。	印紙税は課税されません。
手形、振込、一括決済など、複数の支払手段があり、非効率。	手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化することも可能で、効率化が図れます。

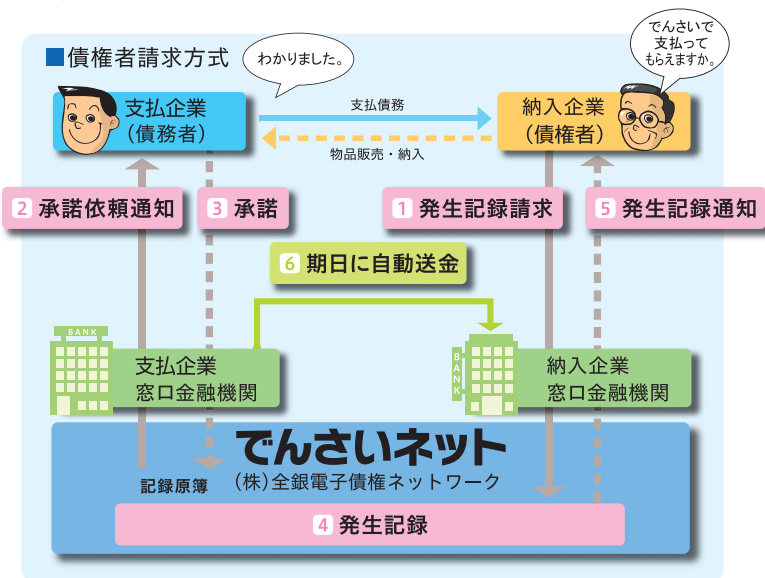
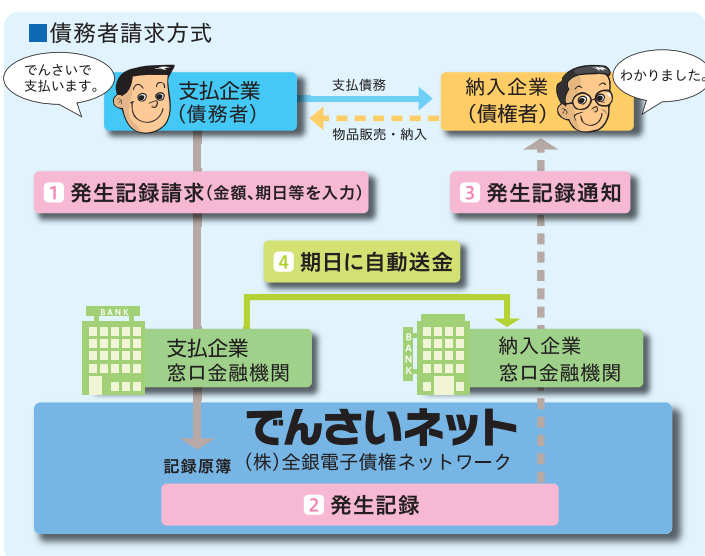
納入企業(債権者)のメリット

手形の場合	でんさいの場合
紛失や盗難が心配、保管も大変。	●ペーパーレスだから、紛失や盗難の心配がありません。 ●保管、管理コストを削減できます。
必要な分だけ分割して譲渡や割引ができない。	必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることができます。
取立手続が必要。	支払期日になると口座に自動的に入金されるので、取立手続は不要です。
振込の場合 入金日までの資金繰りが大変。	これまで資金繰りのために利用できなかった売掛債権を「でんさい」にすることで、譲渡や割引などが可能になり、有効に活用することができます。

■「でんさいネット」の取引イメージ

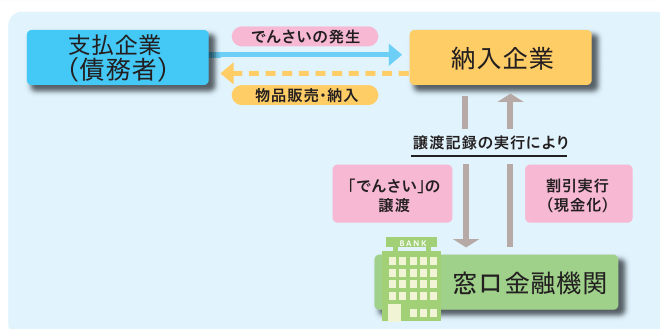
■債務者請求方式

- 1 支払企業(債務者)が「でんさいネット」に「発生記録請求」を窓口金融機関を通じて行います。
- 2 これにより「でんさいネット」が記録原簿に「発生記録」を行うことで「でんさい」が発生します。
- 3 納入企業(債権者)に窓口金融機関を通じて発生した情報が通知され、納入企業は自身を受取人とした「でんさい」の情報を確認します。
※受け取った「でんさい」を譲渡や分割譲渡も可能です。
- 4 支払い期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引き落とし、納入企業の口座へ振込まれます。
※「でんさい」を利用するには債務者、債権者の両方が「でんさいネット」の利用契約をされている必要があります。



■手形のように取引金融機関に譲渡して「でんさいの割引」もできます。

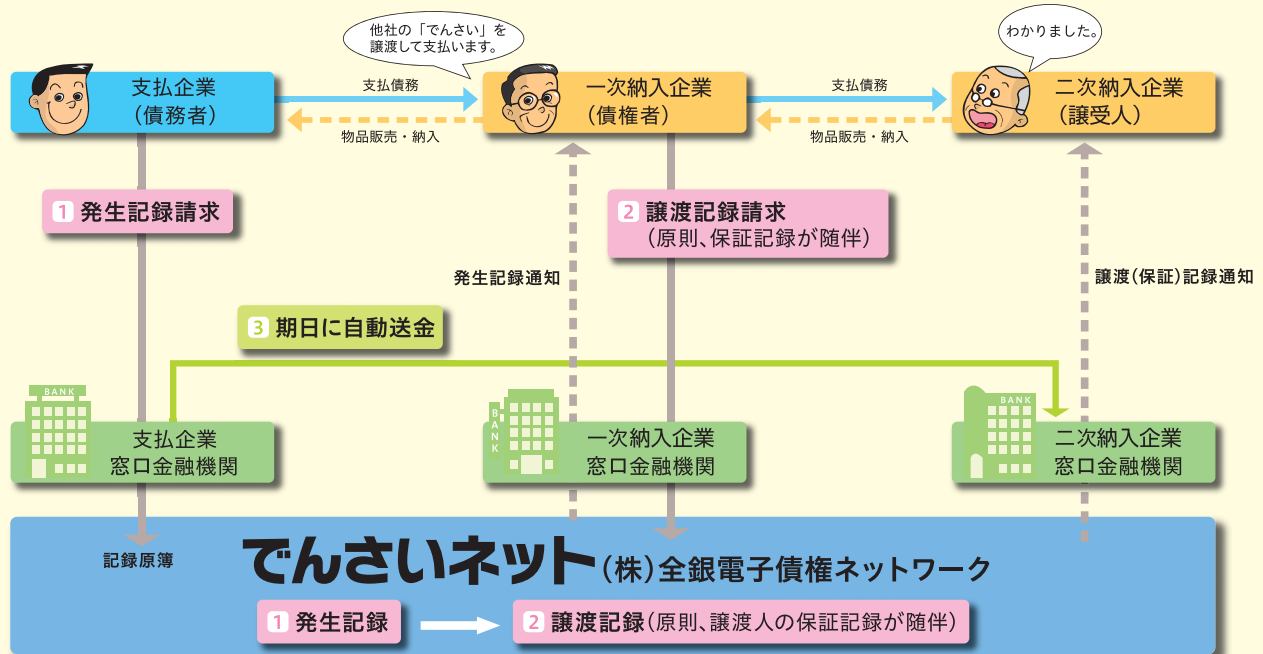
受け取った「でんさい」は納入企業と窓口金融機関の間で合意のうえ、手形割引のように窓口金融機関に譲渡(譲渡記録)して「でんさいの割引(現金化)」を受けることができます。
※「でんさいの割引」には、書面による申込・審査が必要となります。



受け取った「でんさい」を支払い等に譲渡することができます。

一次納入企業が期日前に二次納入企業に「でんさい」を譲渡するケース

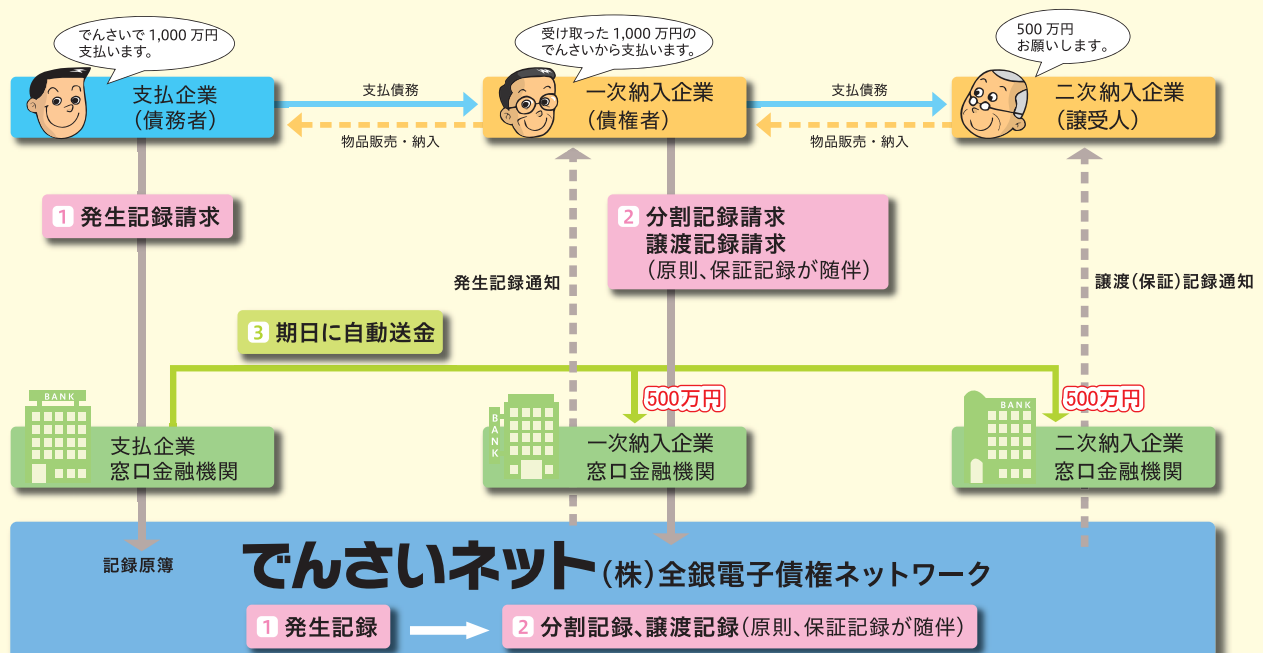
- 1 支払企業（債務者）が「でんさいネット」に「発生記録請求」を窓口金融機関を通じて行い、これにより「でんさいネット」が記録原簿に「発生記録」を行うことで「でんさい」が発生します。
- 2 一次納入企業は受け取った「でんさい」を窓口金融機関を通じて「譲渡記録請求」を行い、「でんさいネット」が記録原簿に「譲渡記録」を行うことで「譲渡」が成立します。この際「譲渡記録請求」には「保証記録請求」も併せて行います。
- 3 支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引き落とし、二次納入企業の口座へ振り込まれます。
※支払期日の7営業日前までに譲渡手続をする必要があります。



受け取った「でんさい」を必要な分だけ分割して譲渡することができます。

支払企業（債務者）が一次納入企業に1,000万円を「でんさい」で支払いを行い、一次納入企業は受け取った1,000万円の「でんさい」のうち500万円を期日前に二次納入企業に分割して譲渡したケース

- 1 支払企業（債務者）が「でんさいネット」に「発生記録請求」を窓口金融機関を通じて行い、「でんさいネット」が記録原簿に「発生記録」を行うことで「でんさい」が発生します。
- 2 一次納入企業は受け取った「1,000万円の「でんさい」から「500万円の「でんさい」を切り分けるための「分割記録請求」と切り分けた「500万円の「でんさい」を二次納入企業に譲渡するための「譲渡記録請求」（この際「譲渡記録請求」には「保証記録請求」も併せて行い、「でんさいネット」が記録原簿に「分割記録」と「譲渡記録（保証記録が随伴）」を行います。
- 3 支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引き落とし、一次納入企業と二次納入企業の口座へ振り込まれます。



■主なサービス内容

種 類	サービス内容
発生記録請求	「でんさい」を(債務者請求方式、または債権者請求方式により)発生させることができます。
譲渡記録請求	受け取った「でんさい」を譲渡することができます。原則として、保証記録が随伴します。
分割譲渡記録	受け取った「でんさい」を分割し、譲渡したり、割引したりすることができます。
変更記録請求	権利内容の変更記録請求ができます。

■ご利用にあたって

●ご利用いただける方

◎当金庫において預金取引のある法人・個人事業者

(注)当金庫所定の審査により、ご利用をお断りする場合があります。

●ご利用いただける預金の種類

◎原則、当座預金となります。(債権者利用限定のお客さまは、普通預金もご利用できます。)

■ご利用時間

区 分	インターネット	備 考
平 日	7:00~23:00	15時以降のご利用は、予約のみとなります。
土・日・祝日	8:00~22:00	

※窓口でのご利用を希望されるお客さまは、前営業日(平日9:00~15:00)までとなります。

※毎月第2土曜日はサービスを休止させていただきます。

※割引・担保には当金庫所定の審査があり、当日付は原則お取り扱いできません。

■ご利用までの流れ



■ご注意事項

※サービスのご利用開始は、お申込みから2週間程度かかることがあります。

※ご利用は業務規程、業務規程規則及びでんさいサービス利用規定が前提となりますので、ご確認をお願い申し上げます。

※お申込みには所定の審査があります。ご希望に添えない場合もございますので予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

●詳しくは、ひびしんの各店まで、お問い合わせください。